

銚子市国民健康保険の保険料率見直しについて（パブリックコメント案）

1 国民健康保険料とは

国民健康保険料は、国民健康保険加入者である被保険者の医療給付等に要する医療給付費分（以下「医療分」といいます。）のほか、75歳以上の後期高齢者医療制度に対する支援金（以下「後期分」といいます。）、介護保険制度に対する納付金（以下「介護分」といいます。）で構成されています。※下記【後期高齢者医療制度】・【介護保険制度】の赤字部分

このうち、医療分と後期分（以下「医療等分」といいます。）は、全ての被保険者が保険料を負担し、介護分は、介護保険第2号被保険者である40歳から64歳までの被保険者が保険料を負担する仕組みです。

この保険料は、国民健康保険制度の運営主体である都道府県が、各市町村の医療分、後期分、介護分それぞれの必要額を算出し、この必要額を基に市町村が保険料率を定め、保険料を徴収し、国民健康保険事業費納付金として都道府県に納めています。

【後期高齢者医療制度】 ※詳細別紙 高齢者医療制度の仕組み 参照

75歳以上のすべての国民が加入する健康保険（運営主体：都道府県広域連合）

財源内訳	公費	約 50% 《国：県：市町村＝4：1：1》
	保険料	約 10% 《千葉県の75歳以上被保険者》
	支援金	約 40% 《加入している医療保険（国民健康保険、健康保険等）を通じて支援金を納めます。》

【介護保険制度】 ※詳細別紙 介護保険制度の仕組み 参照

40歳以上のすべての国民が加入する介護保険（運営主体：市町村）

財源内訳	公費	50% 《国 25%・県 12.5%・市町村 12.5%》
	第1号被保険者保険料	23% 《銚子市の65歳以上被保険者》
	第2号被保険者保険料	27% 《40歳から64歳までの方が加入している医療保険（国民健康保険、健康保険等）を通じて保険料を納めます。》

介護保険は、40歳で第2号被保険者となり、がんなどの特定疾病等により介護が必要な状態となった場合に、介護サービスを受けられます。更に、65歳で第1号被保険者となり、原因に関わらず、介護が必要な状態となった場合に、介護サービスを受けられます。

※詳細別紙 介護保険制度について(40歳になられた方へ) 参照

2 銚子市の保険料の仕組みと現状

(1) 保険料の仕組みと現在の保険料率

区 分	応益割		応能割	
	平等割	均等割	所得割	資産割
医療分	29,000 円	24,000 円	6.8%	20%
後期分	—	11,000 円	2.2%	—
介護分	—	14,000 円	1.8%	—

※応益割（収入や資産に関わらず一律で負担するもの）

- ・ 平等割 被保険者数に関わらず世帯として負担する保険料
- ・ 均等割 世帯に属する被保険者数に応じて負担する保険料

応能割（加入者の収入や資産に応じて負担するもの）

- ・ 所得割 所得額に応じて負担する保険料
- ・ 資産割 固定資産税額に応じて負担する保険料

(2) 保険料の現状

銚子市の国民健康保険事業特別会計は、平成 27 年度に初めて実質収支が赤字となり、平成 29 年度には累積赤字額が約 2 億 7 千万円まで膨らみ、保険料率の見直しが避けられない状況でした。

しかしながら、平成 30 年度に国民健康保険制度が市町村単位から都道府県単位へ移行（広域化）し、公費負担が拡充されたことにより、保険料率を据え置きとしたままでも、単年度収支は黒字になりました。

その後、赤字解消に努め、令和 2 年度末の累積赤字は約 6,400 万円まで減少しており、令和 3 年度決算見込みの状況によっては、一般会計からの繰入れも視野に、令和 3 年度末で解消できる見通しとなりました。**【表 1】参照**

また、令和 3 年度の国民健康保険料（現年度分）は、千葉県が示す保険料必要額に対し、医療等分では約 1 億円の剰余が、介護分では約 8 千万円の不足が生じ、全体では、約 2 千万円の剰余が生じる見込みですが、前述のとおり、医療等分と介護分は、対象となる被保険者が異なるため、結果として、介護保険の第 2 号被保険者が負担すべき介護分の不足を、全ての被保険者が納める医療等分の剰余分で補てんしている状況です。**【表 2】参照**

《参考》

【表 1】 累積赤字額の推移

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
歳入 (ア)	10,656,685	10,037,409	9,853,951	8,095,801	7,852,627	7,497,306
国民健康保険料等	10,483,686	10,037,409	9,853,951	8,095,801	7,852,627	7,497,306
基金繰入金 (a)	158,567	0	0	0	0	0
前年度繰越金 (b)	14,432	0	0	0	0	0
歳出 (イ)	10,719,631	10,299,586	10,120,962	8,231,968	7,927,430	7,560,949
保険給付費等	10,719,586	10,236,640	9,858,785	7,964,957	7,791,263	7,486,146
基金積立金 (c)	45	0	0	0	0	0
前年度繰上充用金 (d)	0	62,946	262,177	267,011	136,167	74,803
実質収支(歳入歳出差引) (ア)-(イ)=(ウ)	△ 62,946	△ 262,177	△ 267,011	△ 136,167	△ 74,803	△ 63,643
単年度収支差引額 (ウ)-(a)-(b)+(c)+(d)	△ 235,900	△ 199,231	△ 4,834	130,844	61,364	11,160
翌年度歳入繰上充用金(累積赤字額)	62,946	262,177	267,011	136,167	74,803	63,643

※ 端数処理のため合計が合わないことがあります。

【表 2】 千葉県が示した令和 3 年度保険料必要額と保険料相当額 (単位：円)

区 分	保険料必要額①	保険料相当額②	比較② - ①
医療分 ③	1,191,230,275	1,368,009,443	176,779,168
後期分 ④	456,599,044	379,017,840	▲ 77,581,204
医療等分③+④	1,647,829,319	1,747,027,283	99,197,964
介護分	231,304,530	151,841,233	▲ 79,463,297

※保険料必要額…千葉県が示す標準保険料率により収納すべき保険料額(軽減分含む)

保険料相当額…令和 3 年度決算見込みによる保険料収納見込額及び保険料軽減世帯に
 対する公費負担分(一般会計繰入金)の合計

3 保険料率見直しの目的

銚子市の国民健康保険の保険料率は、平成 24 年 4 月の改定を最後に 10 年間据え置き
 となっています。

この間、国民健康保険制度は、市町村単位から都道府県単位へ移行し、公費負担が拡充されたこともあり、この時期に、資産割を賦課していた県内市町において資産割の廃止が進められ、令和元年度以降は、千葉県内で唯一、銚子市が資産割（固定資産税額の20%）を賦課している状況となりました。その後も、累積赤字解消のため、資産割を含めた保険料率を据え置きとしていましたが、令和3年度末での赤字解消の道筋が見えたことから、保険料全体の適正化を議論できる状況となりました。

今回廃止しようとする資産割については、固定資産税と二重に課税されているとの批判もあり、また、低所得の世帯が所有する住家等の利益を生まない資産にも賦課されることや、市外の資産は対象外であることなど、公平性の問題も指摘されています。

資産割廃止による保険料への影響額は約7千万円であり、これを廃止した場合であっても、医療等分の保険料は確保できる見込みです。

一方で、40歳から64歳までの被保険者が保険料として納めるべき介護分は、介護保険の給付費用の増大に伴う納付金の増額に対応するため、適正な保険料率への引き上げを行うものです。

4 改定内容（案）

保険料率見直しは、区分ごとの保険料率の適正化を図るもので、医療分の資産割を廃止し、介護分を適正賦課となるよう引き上げ、次のとおり改定しようとするものです。

【現行】					【改定後】				
区 分	応益割		応能割		⇒	応益割		応能割	
	平等割	均等割	所得割	資産割		平等割	均等割	所得割	資産割
医療分	29,000円	24,000円	6.80%	20%		29,000円	24,000円	6.80%	0%
後期分	—	11,000円	2.20%	—		—	11,000円	2.20%	—
介護分	—	14,000円	1.80%	—		—	20,000円	2.50%	—

令和4年度の保険料総額を、現行の保険料率と改定後の保険料率でそれぞれ試算すると、資産割減額と介護分増額の結果、保険料総額は、現行保険料率で試算した場合と比較して、約1,300万円減少しますが、収支は過不足なく整う見込みです。

※詳細別紙 令和4年度保険料率見直し(案)に係る試算表 参照

【参考】

保険料率改定により影響を受ける被保険者の区分

年齢	介護納付金該当	改定前に資産割あり	改定前に資産割なし
39歳以下	なし	資産割減額のみ	変更なし
40～64歳	あり	資産割減額・介護納付金増額	介護納付金増額
65歳以上	なし	資産割減額のみ	変更なし

※詳細別紙 国民健康保険料率見直し(案)による影響額試算一覧表 参照

今後は、改定後の保険料率が適正な水準となっているか定期的に検証し、過不足が生じた場合は、速やかに見直しを行うこととします。

5 施行期日

令和4年4月1日